

eコトくらぶ 会員規約

第1条(目的)

eコトくらぶ会員規約(以下「本規約」といいます。)は、伊藤忠エネクス株式会社(以下当社)とします。)およびグループ会社(当社の連結対象社、持分法適用会社および当社指定の関連会社をいい、具体的には、当社がホームページに掲載している会社とします。以下、総称して「グループ会社」といいます。)が提供する「eコトくらぶ(以下「本サービス」といいます。)」の利用に関して定めるものです。

第2条(適用関係)

1. 本規約は、本サービスの提供およびその利用に関して適用されます。
2. 当社もしくはグループ会社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」といいます。)を設けることがあります。それらの諸規定は本規約の一部を構成するものとします。本規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容を優先します。

第3条(定義)

1. 本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は以下のとおりとします。
2. 「会員」とは、この会員規約に同意のうえ当社もしくはグループ会社に所定の加入申込手続きを行い、当該申込みに対してこれを承諾した個人をいいます。なお、当社の承諾は郵送または電子メールにて会員番号を通知する方法により行います。
3. 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住戸として加入申込時に指定した居住住戸(事業用途に供する場合を除きます。)をいいます。
4. 「利用者」とは、個人である会員、およびそれらの同居人を合わせたものをいいます。

第4条(委託)

本サービスは、一部のサービスを委託会社(以下「委託会社」といいます。)が示します。

第5条(会員資格)

本サービスの会員資格は、当社もしくはグループ会社がガス供給する地域において、LPガス需給契約を締結していることが条件となります。ただし、将来において、LPガス需給契約を予定している場合はこの限りではありません。

第6条(本サービスの申込み、利用)

1. 会員は、本サービスを当社もしくはグループ会社に申込みする際は、あらかじめ本規約の内容を確認し、同意のうえ、当社所定の申込みを通じて、加入するものとします。なお、1つのLPガス需給契約につき、本サービスを1つ申込みすることができるものとします。
2. 会員は、本サービスの利用にあたり、前項に加え、eコトくらぶ クラブオフ専用ウェブサイトに掲載された「ClubOff Alliance 会員規約」および本規約に付随する「ガス機器延長保証利用規約」「その他特典サービス(家電修理サポートサービス)利用規約」の内容を確認し、同意のうえ利用するものとします。

第7条(本サービスの利用契約の成立)

1. 当社もしくはグループ会社は、前条の会員からの申込みが次第、申込み内容を確認のうえ、当社所定の方法で通知することにより、承諾の意思表示を行います。当社もしくはグループ会社が承諾の意思表示を送付した時点で、本サービスの利用契約が成立したものとします。
2. 当社もしくはグループ会社は、会員からの申込みに対して、以下の場合は承諾しません。
 - ① 第5条の会員資格に合致しない場合
 - ② LPガス需給契約に基づくガス料金について、申込み時点で支払期日を超えても、なお支払われていない場合
 - ③ 本サービスの解約日から1年以上経過していない申込みの場合
3. 会員に対して本サービスの提供が開始される日は、本サービスの利用契約が成立した日の属する月の翌月1日とします。ただし、毎月16日以降に利用契約が成立した会員は翌々月1日開始とします。

第8条(本サービスの内容)

1. 会員は、委託会社のコールセンターの求めに応じて、氏名、住所、電話番号等の情報を伝達します。
2. 会員は、本規約および別途、当社もしくはグループ会社から会員に配付
3. される利用案内に記載された内容に従って、下記のとおり、本サービスを利用するものとします。
 - (1) eコトくらぶ ほのちゃん駆けつけサービス
 - ① 会員は次のトラブルが生じたとき、委託会社が24時間365日電話受付するサービス対応窓口へ連絡することで、トラブル内容により30分程度の応急処置サービス(以下「緊急駆けつけサービス」といいます。))を受けることができます(電話口のトラブル解決に関するご案内で解決する場合は除きます)。

【駆けつけサービス】

ア 水廻りのトラブル

イ 玄関鍵の紛失・故障、鍵のトラブル(但し、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります。)

ウ 窓ガラスのトラブル

エ 電気設備のトラブル

なお、電気設備のトラブルの対応時間は午前9時から午後5時までとし、無償対応は年1回(毎年1月1日～12月31日迄の期間内)までとなります。

【お手伝いサービス】

ア 照明球交換

イ 家具の移動

なお、お手伝いサービスの対応時間は午前9時から午後5時までとし、無償対応は1回/年2回までとなります(毎年1月1日～12月31日迄の期間内)。

- ② eコトくらぶ ほのちゃん駆けつけサービスの対象は会員が利用しているLPガス需給契約の需給場所のみとし、需給場所以外では行いません。また、当該需給場所は個人の居住用の住宅(専有部)に限ります。店舗付住宅の店舗部分や集合住宅の共用設備、学校、病院、オフィスビル、飲食店等の店舗および施設は対象外とします。
- ③ 会員は、eコトくらぶ ほのちゃん駆けつけサービスが現場への出勤時間を保証するものではなく、天候・交通状況・作業員の作業状況等により現場へ出勤することに時間を要する場合があります。また、山間部等については翌日以降の訪問となる場合があることに予め承知することとします。なお、離島や山間部・沿岸部、その他一部地域についてはサービス対象外とします。

- ④ 会員は、eコトくらぶ ほのちゃん駆けつけサービス利用時に騒音・作業音等が発生し周辺住民に影響が及ぶ場合には、騒音に関する周辺住民への説明などの対応を行うものとします。

- ⑤ eコトくらぶ ほのちゃん駆けつけサービスにおいて、以下の対応は行いません。

ア 建物共用設備におけるトラブル対応

イ 21時から翌日9時までの時間帯において、器物の破壊作業等で周辺住民に迷惑を掛けると、当社・グループ会社または委託会社が判断する作業

ウ その他当社・グループ会社または委託会社が不適切であると判断する作業

- ⑥ eコトくらぶ ほのちゃん駆けつけサービスの利用料金は、次のとおりとします。

ア 会員は、30分以内の作業(以下「1次対応」といいます。)を無料で受けることができます。

イ 1次対応にて30分を超える作業もしくは部品取り替え等の作業(以下「2次対応」といいます。)が発生した場合、会員は事前に当社・グループ会社もしくは委託会社のスタッフと協議の上、会員が費用(超過10分毎に1,500円。部品取り替えは実費。いずれも消費税等別)を負担することで2次対応を依頼することができます。なお、2次対応は当社もしくは委託会社のスタッフが費用を会員に説明し、会員が費用の支払いについて、同意した場合に限り、実施します。会員は、2次対応の費用をグループ会社または委託会社のスタッフに直接支払うものとします。

- ⑦ eコトくらぶ ほのちゃん駆けつけサービスの対象が賃借物件である場合、会員は管理会社などから承諾を得た上で、2次対応等の作業を依頼するものとします。

- ⑧ 当社は、会員の承諾なく、また、会員への事前の通知なく、任意に、eコトくらぶ ほのちゃん駆けつけサービスの一部を変更すること、または休止することがあります。

(2) eコトくらぶ クラブオフ

- ① 会員は、eコトくらぶ クラブオフ専用ホームページに掲載されている宿泊施設やレジャー施設、グルメなどを優待価格で利用することができるサービス(以下「eコトくらぶ クラブオフ」といいます。))を受けることができます。

- ② 当社は、会員の承諾なく、また、会員への事前の通知なく、任意に、eコトくらぶ クラブオフの一部を変更すること、または休止することがあります。

(3) ガス機器延長保証

- ① 会員は、所有する対象ガス機器の故障について保証限度の範囲にある限り、無償で修理できるサービス(以下「ガス機器延長保証」といいます。))を受けることができます。

- ② 当社は、会員の承諾なく、また、会員への事前の通知なく、任意に、ガス機器延長保証サービスの一部を変更すること、または休止することがあります。

(4) その他特典サービス

- ① 会員は、所有する対象家電機器の故障について保証限度額の範囲にある限り、無償で修理サポートを行うサービス(以下「家電修理サポートサービス」といいます。))を受けることができます。

- ② 当社は、会員の承諾なく、また、会員への事前の通知なく、任意に、家電修理サポートサービスの一部を変更すること、または休止することがあります。

第9条(会員資格の取り消しなど)

1. 会員は、本サービスの利用契約を解約する場合は、当社所定の方法によりその旨を当社もしくはグループ会社に申し入れることにより、本サービスの利用契約を解約することができます。この場合、当社もしくはグループ会社が会員からの申し入れを承諾した日をもって、本サービスの利用契約の解約日とします。
2. 会員は、会員と当社もしくはグループ会社との間の本サービスに係るLPガス需給契約を廃止した場合は、当該廃止日または解約日をもって、自動的に本サービスの利用契約が解約されることを予め承諾するものとします。
3. 会員が第10条4項に定める禁止行為を行ったと当社またはグループ会社もしくは委託会社が判断したとき、当社は会員に対し何らの催告を行うことなく、直ちに本サービスを退会させることができます。併せて当社またはグループ会社もしくは委託会社は被った損害の賠償を請求することができるものと、会員はその請求に応じるものとします。

第10条(本サービスにおける遵守事項、禁止事項)

1. 会員は、本サービスが円滑に行われるように、当社およびグループ会社ならびに委託会社のスタッフに全面的に協力するものとします。
2. 会員は、本サービスを提供するために必要となる電気・水道・ガス料金、通信料その他の費用を負担するものとします。
3. 会員は、本サービスの提供に関する問合せまたは苦情等の申し出を行う場合、委託会社所定の窓口へ連絡するものとします。
4. 会員は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
 - ① 本サービスの内容、当社またはグループ会社もしくは委託会社のコールセンターへの電話番号を会員資格のない第三者に知らせ、本サービスを受けさせる行為
 - ② 本サービスを営利目的で利用する行為、または本サービスを通じて営利を得る目的の行為
 - ③ 本規約および諸規定に記載されている内容を超えるサービス提供を求める行為または本規約を逸脱する行為およびそれに類する行為
 - ④ 本サービスに関係する個人・法人・団体を誹謗中傷する行為
 - ⑤ 本サービスに関係する個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れがある行為
 - ⑥ 本サービスに関係する個人・法人・団体に不利益または損害を与える行為もしくは与える恐れのある行為
 - ⑦ 政治・選挙・宗教活動および個人の思想による活動の一切とそれに類する行為
 - ⑧ 犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為またはそれに関連する行為
 - ⑨ 法律に違反する行為または違反の恐れのある行為
 - ⑩ その他、本サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し、不適切であると当社またはグループ会社もしくは委託会社が判断する行為

第11条 (提供の拒否)

- 当社またはグループ会社もしくは委託会社は、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合、会員に対して、本サービスの提供を拒否することができるものとします。
 - 会員本人からの本サービスの利用申し込みであることを確認できない場合
 - e コトくらぶ ほのちゃん駆抜けサービスの対象となるトラブルの原因箇所が住宅の専有部分以外の共有部分または共用部分あるいは国・公共団体等が所有する部分などの場合
 - 台風・大雨・暴風・豪雪などの異常気象、地震・噴火などの天災地変もしくは戦争・暴動または公権力の行使等により、本サービスを提供することが困難または危険が伴うことが予測される場合
 - e コトくらぶ ほのちゃん駆抜けサービスの対象となるトラブルの原因が会員の故意による場合
 - e コトくらぶ ほのちゃん駆抜けサービスの対応内容を逸脱する場合
 - 当社またはグループ会社もしくは委託会社が本サービスを提供することが困難であると判断する場合
 - 本サービスを提供することにより、第三者の所有物の損壊、第三者の権利または利益の制限あるいは第三者に損害が生じることが想定される場合
 - 当社またはグループ会社もしくは委託会社のシステムの定期的、緊急的な保守点検が必要な場合またはシステムに障害が発生した場合
 - 停電が発生した場合
 - 前各号以外でも、社会通念上、本サービスの提供が困難であると当社またはグループ会社もしくは委託会社が判断する場合

第12条 (個人情報)

- 当社およびグループ会社ならびに委託会社は、会員の個人情報については、個人情報保護法に準じ、必要な保護措置を講じたうえで、以下のとおり取扱うものとします。
 - 会員が本サービスの提供を受けるために、会員が自ら告知する以下の個人情報を取得します。
 - 氏名、郵便番号、住所、性別、電話番号、電子メールアドレス等の会員が利用時または会員登録時に届け出た事項
 - 本サービスの利用にあたって、会員が届け出た事項
 - 当社またはグループ会社もしくは委託会社は、秘密保持契約を締結した別の委託会社に個人情報を提供することができるものとします。ただし、個人情報の提供を受けた別の委託会社は本条第2項に定める個人情報の利用目的に準じて利用するものとします。
- 前項で取得した個人情報を以下の目的のために利用します。
 - 本サービスの提供、管理をするため
 - 当社またはグループ会社もしくは委託会社が本サービスに関する情報提供資料を送付するため
 - 当社またはグループ会社もしくは委託会社の行事業業において、契約の締結・履行、債権回収および債務の履行、資産・設備等の形成・保全、商品・サービスの開発・改善、商品・サービスに関するダイレクトメール等によるご案内その他これらに付随する業務を行うため
 - 当社またはグループ会社もしくは委託会社が提供する各種商品・サービスの案内、問い合わせへの対応、その他これらに付随する業務に利用すること
 - グループ会社が提供する各種商品・サービスの案内、商品・サービスの開発・改善、サービス改善等のための各種調査・分析、問い合わせへの対応、その他これらに付随する業務に利用するために、当社が保有する会員の個人情報（通信の秘密に関する事項および医療に関する事項を除きます。）を当社がグループ会社に提供すること、および、グループ会社が保有する会員の個人情報（通信の秘密に関する事項および医療に関する事項を除きます。）をグループ会社が当社に提供すること
 - 当社およびグループ会社が、登録アドレスあてに、広告・宣伝メール（「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」に定める「特定電子メール」を指します。）を送信すること
- 前項(5)(6)に定める広告・宣伝メールの送信については、当社およびグループ会社は、会員からの申し出により、すみやかに停止します。
- 会員は、当社およびグループ会社ならびに委託会社が本サービスの利用状況を把握するための仕組みであるクッキー (Cookie) により利用状況を記録することに同意します。

第13条 (本サービスの内容変更等)

当社は、会員の承諾または会員への事前通知なく、本サービスの内容を変更することができるものとします。

第14条 (損害賠償の制限)

当社が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社が会員に対して負う責任の範囲は、直接かつ通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）に限定されるものとします。ただし、当社の故意または重大な過失により会員に損害を与えた場合は、この限りではありません。

第15条 (通知)

- 当社は、本サービスに関する会員への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
 - 会員の住所、請求書の送付先への郵送による通知
 - 会員の電子メールアドレスまたは本サービスに登録している電子メールアドレスへの通知
 - 本サービス会員 web ページ上での通知
- 会員への通知は、前項に定める方法により、当社が通知を発した時点でなされたものとみなします。
- 当社は第1項各号に掲げる方法のほか、本サービスのウェブサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する通知に代えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を本サービスのウェブサイト上に掲載した時点をもって、会員に対して、当該通知がなされたものとみなします。

第16条 (変更の届出)

- 会員は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他本サービスの利用に伴い当社へ届け出た内容に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法で当社またはグループ会社に届け出るものとします。なお、会員が届出内容の変更があった場合にもかかわらず、当社またはグループ会社に届出をしない場合（当社またはグループ会社への届出後、当社がその変更内容を確認できるまでの間を含みます。）、サービスの対象とならない場合がございます。また、本規約に定める当社またはグループ会社からの通知については、当社またはグループ会

- 社が会員から届出を受けている連絡先へ発信したことにより、通知を行ったものとみなします。
- 前項の届出があった場合、当社またはグループ会社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示または提出を会員に求める場合があります。会員はこれに応じるものとします。

第17条 (反社会的勢力の排除)

- 会員は、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - 自ら（法人その他の団体にあっては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これに準じるもの（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること
 - 会員が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営を支配していること認められる関係を有すること
 - 会員が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営に実質的に関与していること認められる関係を有すること
 - 会員が自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していること認められる関係を有すること
 - 会員が暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること認められる関係を有すること
 - 会員が法人その他の団体の場合にあっては、自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一つでも該当する行為を行わないことを保証するものとします
 - 暴力的な要求行為
 - 不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽謠を用い、または威力を用いて、当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

第18条 (規約の変更)

本規約およびその他の諸規定は、適宜追加、変更、廃止等の改定を行います。この場合、当社は、改定日の一定期間前、第15条に準じ、当該改定の内容を会員に通知するものとします。会員は、通知された改定内容に同意しない場合は、すみやかに本サービスの利用契約の解約手続きを講じなければならぬものとします。会員が当該改定日後に本サービスの利用などの行為を行った場合、当社は会員が当該改定の内容を承諾したものとみなすことができるものとします。なお、本項より、規約等の変更を行った場合および会員が解約・退会手続きを行った場合に、会員および第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第19条 (競業禁止等)

会員は、会員の権利について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第20条 (合意管轄)

会員および当社、グループ会社、委託会社は、本規約に関連した訴訟を行う場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第21条 (準拠法)

本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第22条 (その他)

本規約に関する疑義または本規約に定めのない事項については、会員および当社の双方が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。

本規約は、2019年5月1日から実施します。

その他特典サービス（家電修理サポートサービス） 利用規約

第1条（特典サービスの内容と注意事項）

- 本サービスの会員は以下の特典サービスが利用可能となります。
【特典の内容】
特典の家電修理サポートサービスとは、メーカーの保証内容に準じ、製造年月から10年までの特典保証機器を対象に、保証限度額の範囲において無償で修理をサポートするサービスです。
- 保証限度額を超過した場合、超過部分は会員の負担として、委託会社へ別途お支払いいただきます。
- 特典は、特典保証機器への修理サポートとなります。
- 特典については、本利用規約に定めるものを以ては、本規約の定めに基づきます。
- 特典の内容は、会員の承諾なく、また、会員への事前の通知なく、任意に、一部を変更すること、または休止することがあります。

第2条（特典保証機器）

以下の種別に該当する家庭用家電製品を家電修理サポートサービスの対象機器（以下「特典保証機器」といいます）とします。

【特典保証機器の種別】

- ルームエアコン（天井・壁埋め込み、天井吊り、24時間換気空調システムは除く）
- 冷蔵庫（200L未満のものは除く）
- 洗濯機（乾燥機能のみのものは除く）
- IHコンロ（ビルトインタイプに限る）

第3条（特典保証機器の条件）

特典保証機器は次の各号のいずれにも該当することを条件とします。

- 会員の所有する機器
- 会員の住所（加入申込時に指定した居住戸を指します）で利用している機器
- 利用契約の成立日において、正常に動作している機器
- 日本国内で修理可能かつ委託会社で修理可能なメーカーの機器
- 製造年月から10年未満の機器
※製造年月が不明な場合は、無償修理対応外となります。
- 出張修理対応の機器（発送修理となる場合は無償修理対応外となります）

第4条（特典保証機器から除かれるもの）

次の各号のいずれかに該当する機器は特典保証機器の対象外とします。

- 当該機器の付属品・消耗品（ACアダプタ・ケーブル・バッテリー・外部記録媒体等）
- 当該機器内のソフトウェア
- レンタル・リースなどの第三者の権利が付着している機器
- 業務用に利用されている機器
- 過去に当該機器のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理された機器）以外で修理・加工・改造・過度な装飾がされた当社または委託会社が判断した機器
- 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な持得物等）である機器
- 日本国外のみで販売された機器
- 日本国内で販売されたメーカー純正の製品以外の機器
- 本サービス以外の保険または保証サービス等を用いて、修理または交換が可能な機器
- 製造年月より10年を経過している機器
- メーカー・型番・製造年月のいずれかが不明な機器
- 浴室（脱衣所を含みます）に設置された機器
- メーカーが定める保証期間（メーカー保証期間）中の機器

第5条（特典対象となる故障）

特典対象は自然故障（特典保証機器の取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した全損または一部損の故障をいいます）のみとします。

特典保証機器本体の消耗、変質、変色等による損害、経年劣化は、自然故障に含まれません。

第6条（特典の提供期間）

特典の提供期間は、本サービスに準ずるものとします。

第7条（特典の利用方法）

当社もしくはグループ会社から会員に配付される本サービスの利用案内に記載された窓口へ電話連絡することで、申し込むことができます。受付時間は平日9時から17時までとし、「メーカー名」「型番」「製造年月」のいずれかが不明な場合は利用することができません。

第8条（保証対応期間、保証限度金額、保証上限回数）

- 特典にかかる費用（以下、保証限度金額といいますが）は、特典対象機器購入金額（税込）と同額とし、最大500,000円（税込）を限度とします。ただし、対象機器購入代金を会員が示せない場合は、委託会社の判断により対象機器相場価格を保証限度額とします。なお、保証限度額超過分の費用については会員の負担とします。
- 特典保証機器のメーカーが定める保証期間（メーカー保証期間）中の自然故障の場合、特典の対象外とし、利用者は、直接購入された販売店またはメーカーに問い合わせるものとします。
- 特典サービスの提供が開始される日に対象機器がメーカー保証期間を有する場合、当該保証期間終了後特典サービスを受けられます。ただし、特典サービスの保証対応期間の上限は、当該特典保証機器の製造年月から10年間とします。

【保証条件】

特典保証機器の種別	保証上限金額（税込）	保証対応期間	保証上限回数
		自然故障	
ルームエアコン	金500,000円 ／1回あたり	特典保証機器の製造 年月から 10年以内	無制限
冷蔵庫			
洗濯機			
IHコンロ			

第9条（除外事項）

次の各号のいずれかに該当すると当社またはグループ会社もしくは委託会社が判断した場合、会員は、利用契約に基づく本サービスの提供が受けられないものとします。

- 会員の故意、重大な過失、機器の説明書等に従わないこと、または法令違反に起因する場合
- 会員と同居する者および利用者の親族の、故意、重大な過失、機器の説明書等に従わないこと、または法令違反に起因する場合
- 機器が複数に分解される等、壊滅的な損害を被っていると当社またはグループ会社もしくは委託会社が判断する場合
- 盗難・紛失による損害（盗難・紛失に基づく不正利用等がされた場合の損害を含みます）
- 破損、水没、水漏れ、落雷、火災、または地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する場合
- 保証対応期間を超えた場合
- 他の補償・保険制度等により損害の回復等が可能な場合（メーカー保証、第三者の提供する延長保証・損害保険制度を含みます）
- 当社またはグループ会社もしくは委託会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
- 会員の申告する故障・障害を当社またはグループ会社もしくは委託会社が確認できない場合
- 会員が本サービスの適用資格を有していないときに発生した損害である場合
- 日本国外で生じた故障の場合
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます）
- 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された場合（放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性を受けた場合を含みます）
- 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- 会員から虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- 本機器購入の時点での初期不良であった場合（リコール対象となった部位等に係る故障を含みます）
- 機器の本サービスの対象となる故障以外の損害、附属の損害または間接的損害
- 電池の液漏れその他類似の事由に起因する故障の場合
- 擦り傷、汚れ、しみ、焦げ、トット抜け等、本体機能に直接関係のない外形上の損傷の場合
- 通常の使用に支障をきたさない範囲の動作の不具合の場合
- 当社に登録されている会員住所と出張修理の際に指定された住所が異なる場合（会員が当社へ会員住所の変更を通知し、当該変更する会員の住所と一致する場合は除きます）
- 機器が展示品等、新品ではない製品として購入した機器である場合
- 本利用規約または本規約に反した場合
- 会員が利益を得る目的で本サービスを利用するなど、本サービスの利用について当社またはグループ会社もしくは委託会社が不当であると判断した場合
- 会員が申告した故障症状が再現しない場合

ガス機器延長保証 利用規約

第1条 (利用条件と利用開始日)

1. ガス機器延長保証サービス（以下「延長保証サービス」といいます）の提供を受けることを希望する会員は、eコトくらぶ会員であることを条件とします。
2. 延長保証サービスの提供が開始される日は、eコトくらぶ利用開始日とします。

第2条 (延長保証サービスの期間)

3. 次条に定める延長保証サービスの対象機器につき延長保証サービスを受けることができる期間は、前条に定める日から、当該対象機器の製造後10年が経過する日までの期間（以下「延長保証サービス対象期間」といいます）とします。当該延長保証サービス対象期間内において、第7条に定めるものを除き、延長保証サービスを受ける回数に制限はないものとします。
4. 前項に関わらず、会員は対象機器に関してメーカーの保証サービスを受けることができる場合には当該機器につき延長保証サービスを受けることができないものとします。また、会員がメーカーの保証サービスを受けることができたにも関わらず、その故意または重過失により当該保証サービスを受けることができなくなった場合も同様とします。

第3条 (延長保証サービスの対象)

1. 延長保証サービスの対象機器は、以下に定めるガス機器とします。
 - (1) ガス給湯器（エコキュート含む）
 - (2) ガスコンロ（ビルトインタイプ含む。但しIHコンロは除く）
 - (3) ガスオーブン
 - (4) ガス炊飯器
 - (5) ガスファンヒーター
 - (6) ガスストーブ
 - (7) ガスFF暖房機
 - (8) ガス小型湯沸かし器
2. 前項に定める対象機器であっても、延長保証サービスを受けるためには以下の何れにも該当する必要があります。
 - (1) 会員が所有し、かつ所有者が現在使用する住宅内に存在するものであること
 - (2) メーカーが定めるメーカー保証期間を過ぎたものであること
3. 当社が提供する延長保証サービスの内容は、本利用規約において明示的に定めのある事項に限られるものとします。
4. 延長保証サービスの提供が開始される日に対象機器がメーカー保証期間を有する場合、当該保証期間終了後に延長保証サービスを受けられます。ただし、この場合であっても、延長保証サービスの保証対応期間の上限は、当該対象機器の製造年月から10年間とします。

第4条 (修理の依頼)

1. 延長保証サービス対象期間中に、対象機器の取扱説明書および本体貼り付けラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で対象機器に故障が生じた場合、会員は、当社に修理を依頼することとします。
2. 前項の修理依頼があった場合、当社または当社が選定した修理業者に故障した対象機器を修理させます。
3. 延長保証サービスには、当社による会員に対する修理費用相当額の補填、補償または賠償等の金銭の支払いは含まれないものとします。

第5条 (報告義務)

- 会員は、氏名または連絡先（電話番号・住所・メールアドレス）に変更があった場合、速やかに当社またはグループ会社にご連絡しなければなりません。かかる連絡が為されない場合、延長保証サービス対象期間内であっても延長保証サービスの対象とならない場合があります。

第6条 (保証限度額等)

1. 第4条1項および2項に基づき行われる修理の限度額は、修理1回あたり10万円（税込）とします。延長保証サービスによる1回の修理の費用見極めが10万円（税込）を超過する場合、当社は、①当社が指定する10万円以内（税込）の同機種または同等品を代替品として提供することをもって修理に代え（設置工事を含みます）、または②当該超過部分について会員が修理費用を負担することを条件に対象機器の修理を行います。
2. 延長保証サービスによる対象機器の修理が不可能な場合（メーカーによる部品供給を受けられない場合を含みます）は、当社が指定する10万円以内（税込）の同機種または同等品を代替品として提供することをもって修理に代えるものとします（設置工事を含みます）。
3. 前2項に定める代替品の提供にあたって、会員は当社に対して、メーカー、機種または品名その他の指定を行うことはできないものとします。

第7条 (延長保証サービスの対象外となる事由)

1. 次の場合は延長保証サービス対象期間中であっても延長保証サービスの対象とならないものとします。
 - (1) 対象機器本体以外の箇所が原因の故障の場合（電線・電源・配管等が原因による故障の場合を含みます。）
 - (2) 取付工事に起因する対象機器の不具合の場合
 - (3) 当社以外で対象機器の修理を依頼された場合
 - (4) 申込書記載の会員情報と相違がある場合および修理依頼商品が延長保証サービスの対象商品に含まれていない場合
 - (5) 対象機器の部品交換を伴わない調整および手直し修理の範囲に該当する場合（清掃、設定等で完了する場合を含みます）
 - (6) 電池、フィルター類、パッキン等消耗品の交換である場合。ただし、会員が直接交換を行うことが困難な弁類（減圧弁、圧力弁等）の交換は保証対象とします。
 - (7) 対象機器の機能および使用の際に影響が無い場合（外観の不具合の場合を含みます）
 - (8) 対象機器の通常使用に支障の無い、部分で経年劣化の範囲に該当する場合
 - (9) 対象機器のメーカーに起因した故障または損傷の場合

- (10) 対象機器に追加で取り付けられることが可能な部品・装置の故障若しくは損傷、または当該追加部品・装置に起因した対象機器の故障若しくは損傷の場合
- (11) お買い上げ後の取り付け場所の移動、落下、ひび割れ等によって生じた、対象機器の故障または損傷の場合
- (12) 一般家庭用以外（業務用の使用、車両や船舶への搭載を含みます）での使用によって生じた故障、傷、錆、カビ等の場合
- (13) 直接的、間接的に関わらず、次に掲げる事由によって生じた対象機器の故障または損傷の場合

ア 不適切な使用（ひび割れ、落下、衝撃、水漏れ、電池漏洩、増設および改造行為等）または管理の不備によって生じた対象機器の故障、傷、錆、カビ、ひび割れ等

イ 使用上の誤り（取扱説明書記載以外の使用を含みます）、または維持・管理（メーカーが定める定期的清掃等を含みます）の不備または改造によって生じた故障

ウ 水道法に規定された水質基準に適合した水以外の水（井戸水、温泉水、地下水等を含みます）の使用によって生じた故障、水漏れ、タンクや配管の腐食等

エ 動物・植物等の外部要因での変質・変色・その他類似の事由によるもの

オ 故意・重過失による故障または損傷

カ 火災・落雷・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突若しくは倒壊等の偶然かつ外来の事由によるもの

キ 地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・水害・風害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害および異常電圧によるもの

ク 盗難・詐欺・横領または紛失によるもの

ケ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下も同様となります）または核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性や爆発性、その他有害な特性またはこれらの特性による事故によるもの

コ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動によるもの（群衆または多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態であることによるものを含みます）

サ 住宅または住宅関連設備の設計・工事・管理にかかる瑕疵・不良・不具合

シ 対象機器が不適当な設置状態に置かれていたことによるもの

ス 法令に基づく点検の際に、不相当と判定された住宅設備について修理または交換をしなかったことによるもの

(14) 対象機器のメーカーがリコール宣言を行った後のリコールの原因となった部位にかかる対象機器の修理の場合

(15) 修理のご依頼が、延長保証サービス対象期間の終了後になされた場合

(16) 対象機器が日本国外に持ち出された場合の日本国外からの修理依頼である場合

(17) 対象機器の修理を依頼された際、故障内容が再現しない場合、または本延長保証サービスの対象外の原因による故障であることが半明した場合

(18) 不具合、損傷等を原因として損害保険金、損害補償金を受け取られた場合

(19) 対象機器が不正のルートの商品（盗品、改造等メーカー保証が受けられない商品）である場合

(20) レンタル・リース等第三者の権利が附着している場合

(21) その他前各号に類似する事由の場合

2. 次の場合に発生する費用は保証の対象とならず、対象機器の所有者の負担となるものとします。

(1) 対象機器以外の機器・付属品の修理・取り付け・撤去に要する費用

(2) 対象機器を修理するにあたり必要となった壁、床、天井または構成材等の取り壊しと修復にかかる費用

(3) 修理費用の一部または全部が消耗品の交換である場合における当該消耗品の購入・修理・取り付け・撤去に要する費用

(4) 火災保険・動産総合保険等、保険契約等による保険金等により支払われるべき費用または既に支払われた費用

(5) 会員からの修理依頼が虚偽であった場合の出張または修理にかかるすべての費用

(6) 対象機器についてメーカーがリコール宣言を行った後に、リコールの原因となった部位にかかる購入・修理・取り付け・撤去に要する費用

3. 次の損害等については延長保証サービスの対象とならないものとします。

(1) 対象機器の故障または損傷に起因して他の財物に生じた故障もしくは損傷等の損害

(2) 対象機器の故障または損傷に起因して、対象機器、その他財物が使用出来なかったことによって生じた損害

(3) 対象機器の故障または損傷に起因して生じた生命、身体に関する損害（経済的または精神的損失を含みます）

(4) 前各号に定めるもののほか、対象機器自体に生じた損害以外の損害

第8条 (製造物責任)

当社は対象機器メーカー、販売者、輸入者または加工業者ではなく、会員に対して延長保証サービス業務を請け負う企業であり、製造物責任法第3条の責を負わないものとします。

第9条 (延長保証サービスの不供)

会員が対象機器につき次の各号に定める行為を行った場合は、当該機器について延長保証サービスは提供されないものとします。

(1) 対象機器の譲渡

(2) 対象機器の廃棄